

世田谷区入札制度改革(素案)

世田谷区公契約のあり方検討委員会におけるこれまでの調査・検討をまとめた「公契約のあり方検討に関する中間報告書」が出されたことを踏まえ、世田谷区における今後の入札制度改革に関して、現時点での見直しの方向性等について整理を行いました。

1. 世田谷区における入札制度改革の今後の取組の方向

(1) 基本的な入札方式等について

区の入札方式については、今後も、競争性等の確保の観点から、工事契約においては「一般競争入札」を基本とし、委託等の契約においては、「希望制指名競争入札」を基本といたします。

(2) 不適格な事業者等に関する対策について

事務所の実態がない事業者などの不適格事業者の入札参加は、入札における公正性や健全性等を大きく損なうものであることから、こうした事業者が入札参加することがないように、引き続き対策を強化します。

(3) 最低制限価格制度について

入札における過度な価格競争は、公共事業の品質や区民サービスの低下を招き、下請け事業者へのしわ寄せや労働環境の悪化などの問題にもつながっていく恐れがあります。これらの問題は、採算性を度外視した低価格での受注が大きな原因のひとつと考えられることから、適切な価格で受注できるよう、最低制限価格の適正な設定水準について、市場の動向や予算執行への影響等を踏まえながら、具体的な検討を進めます。

(4) 総合評価競争入札制度について

現在の試行状況を踏まえ、今後、比較的技術力を必要とする工事等を中心に、総合評価競争入札制度を効果的に活用していくとともに、区内事業者における災害時対応などの地域貢献度について、評価を充実する方向で見直しを進めます。

(5) 業務委託履行評価制度について

業務の委託にあたっては、区として、受託事業者の履行内容等について必要な評価や指導を行い、区民サービスの向上につなげていくことが必要です。現在、建物清掃業務について試行的に導入している業務委託履行評価制度について、今後、対象業務を順次拡大します。

(6) 入札における地域要件について

入札における地域要件については、区内産業の育成や活性化などの観点に加え、新たに、防災・減災対策の強化や区民の利益といった視点を含めて、今後、そのあり方について具体的な検討を進めます。

(7) 公契約の相手方におけるコンプライアンス(法令遵守)について

今後の検討委員会での議論等を踏まえながら、公契約の相手方におけるコンプライアンスの確保に関して、発注者として一定の考え方や方針を明確にしていまいります。また、適切な元請下請関係や労働環境の確保など、公契約に関わる事業者としての適格性等の確認については、今後、事務コストの増加等にも留意しながら、より実効性のある手段について、具体的な検討を進めます。

2. 平成25年度における入札制度改革の先行取組

(1) 不適格事業者等に関する対策の強化

実態がないなどの不適格事業者を排除するため、引き続き、現地調査等を徹底するとともに、特に新規参入事業者については、明確に実態が確認できる場合に限り入札参加を認めるなど、事業者指名にあたっての取り扱いを厳格に行い、入札における公正性や健全性等の確保に努めます。

(2) 総合評価競争入札制度の見直し

総合評価競争入札については、平成21年度から試行として実施しており、今年度から新たに地域貢献評価(災害時協力協定の締結)について加点を行うよう見直しを図ったところです。平成25年度は、試行件数を30件程度とし(24年度実績:20件)、地域貢献評価をさらに充実します。

(3) 業務委託履行評価制度の拡充

業務委託履行評価制度については、現在、建物清掃業務についてのみ試行的に実施しているところですが、平成25年度から、類似する他の委託業務についても順次導入を拡大していきます。対象業務については、公共施設の維持管理や道路管理、公園管理などを想定しています。